

平成22年度 第1回
神戸市都市計画審議会会議録

平成22年6月2日

平成22年度 第1回 神戸市都市計画審議会

1 日時 平成22年6月2日(水) 午前10時～午後0時35分

2 場所 神戸市役所1号館28階第4委員会室

3 出席委員 (25人)

(1)学識経験者

岩田弘三	加藤恵正
川北政廣	澁谷啓
野崎瑠美	三輪康一
森津秀夫	山下淳

(2)市会議員

前島浩一	横畑和幸
藤原ともこ	井手康雄
大澤和士	藤本浩二
吉田基毅	守屋隆司
浜崎為司	福浪睦夫
金沢はるみ	西ただす

(3)国及び兵庫県の行政機関の職員

上総周平(代理 轉馬潤)
吉本知之(代理 松本啓朗)
松田保(代理 金月照幸)

(4)市民

小野寺 誠	山中 貴子
-------	-------

4 議題

第1号議案 神戸国際港都建設計画区域区分の変更について

第2号議案 神戸国際港都建設計画用途地域の変更について

第3号議案 神戸国際港都建設計画高度地区の変更について

第4号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の決定について
(潤和山の手台地区地区計画)

第5号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の決定について
(深江駅南地区地区計画)

第6号議案 一般廃棄物処理施設の敷地の配置について
(東灘区向洋町東2丁目)

第7号議案 一般廃棄物処理施設の敷地の配置について
(長田区苅藻島町2丁目)

第8号議案 一般廃棄物処理施設の敷地の配置について
(東灘区住吉浜町)

5 議事の内容 別紙のとおり

1. 開会

○加藤会長

定刻となりましたので、ただいまより、平成22年度第1回神戸市都市計画審議会を開会いたします。事務局から委員のご紹介と定足数の確認をお願いします。

2. 委員紹介・定足数の確認

○鳥居計画部長

お手元の委員名簿をご覧いただきたいと思います。昨年から、委員に大幅な変更はございませんが、異動等で新しく委員となられた方々をご紹介させていただきます。

兵庫県副知事吉本委員、本日は代理で松本兵庫県県土整備部まちづくり局長がご出席されております。兵庫県警察本部神戸市警部長の松田委員、本日は代理で金月交通規制課長補佐がご出席されております。市民委員ですが、小野寺委員、山中委員でございます。

次に定足数でございます。神戸市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の半数以上の出席により会議が成立することとなっております。委員の総数は27名ですので、定足数は14名となります。本日は委員25名にご出席いただいておりますので、会議は有効に成立しております。以上です。

3. 会議録署名委員の指名

○加藤会長

署名人ですが、澁谷委員と山下委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

4. 議案審議

- (第1号議案 神戸国際港都建設計画 区域区分の変更について)
- (第2号議案 神戸国際港都建設計画 用途地域の変更について)
- (第3号議案 神戸国際港都建設計画 高度地区の変更について)
- (第4号議案 神戸国際港都建設計画 地区計画の決定について
潤和山の手台地区地区計画)

○加藤会長

それでは、議案の審議に入りたいと思います。本日は、8件の案件を審議いたします。

第1号議案から第4号議案については、西区伊川谷町潤和地区についての関連案件です

ので、一括して議題に供します。それでは、事務局から説明をお願いします。

○三島計画課長

議案計画書の4ページをお開き下さい。第1号議案 神戸国際港都建設計画区域区分の変更について、兵庫県決定です。

続いて、6ページをお開き下さい。第2号議案 神戸国際港都建設計画用途地域の変更について、神戸市決定です。

続いて、11ページをお開き下さい。第3号議案 神戸国際港都建設計画高度地区の変更について、神戸市決定です。

続いて、15ページをお開き下さい。第4号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の決定について、潤和山の手台地区地区計画、神戸市決定です。

以上の4議案は西区伊川谷町潤和地区の区域区分に関連する案件ですので、一括してご説明いたします。

まず、区域区分、すなわち、市街化区域と市街化調整区域との区分、いわゆる線引きの制度についてご説明いたします。

前面スクリーンをご覧ください。区域区分のイメージ図です。

神戸市では、一体の都市として総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域として、神戸市の全域を神戸都市計画区域として定めております。都市計画区域のうち無秩序な市街化を防止するために、既に市街地になっている区域やおおむね10年以内に計画的に市街化を図る区域を市街化区域として位置づける一方、自然環境や農地などを保全し、市街化を抑制する区域を市街化調整区域として定めております。

神戸市では昭和45年に区域区分について都市計画を定め、その後おおむね5年ごとに全市的な見直しを行ってまいりました。また、その間、計画的な市街地整備の実施の見通しが明らかになった場合には、随時、区域区分の見直しを行ってまいりました。

それでは、第1号議案 神戸国際港都建設計画区域区分の変更からご説明いたします。

議案計画書の4ページにお戻り下さい。議案計画図は1ページをお開き下さい。あわせて前面スクリーンをご覧ください。このたび変更する西区伊川谷町潤和地区の位置図です。当地区は、第二神明道路と北神戸線が分岐する伊川谷ジャンクションの西、約900mに位置する、面積約9.8haの地区です。周辺の航空写真です。当地区は、平成21年4月に、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、計画的なまちづくりに向けて準備を進めている区域として位置づけ、住宅地としての整備を図ることとしている地区です。このたび、計画的な市街地整備の実施の見通しが明らかになったため、市街化区域に編入し、区域区分を変更いたします。

議案計画書の5ページ中ほどの変更前後対照表をご覧ください。このたびの変更により、神戸都市計画区域としては、都市計画区域の面積約55,337haのうち、市街化区域は約10ha増加し、約20,365haに、市街化調整区域は約10ha減少し、

約 34,972 ha となります。なお、市街化調整区域のうち、特定保留区域は約 10 ha 減少し、約 39 ha となります。暫定市街化調整区域の変更はありません。区域区分の変更についての説明は以上です。

続きまして、第 2 号議案 神戸国際港都建設計画用途地域の変更と、第 3 号議案 神戸国際港都建設計画高度地区の変更についてご説明いたします。

まず、用途地域とは、建物が無秩序に混在することを防ぎ、適正な土地利用を進めるため、住居、商業、工業などの市街地の大枠としての土地利用を定めるものです。

次に、高度地区とは、用途地域内において市街地環境の維持、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度、または最低限度を定めるものです。

議案計画図の 2 ページをご覧ください。あわせて前面スクリーンをご覧ください。これからご説明する図面の凡例です。変更する区域は、黒色に斜線であらわしています。境界については、区域区分界を赤色の実線で、用途地域界、容積率界、高度地区界を点線であらわしています。中ほどに、用途地域の表示例について示していますのでご説明いたします。例 1 の(1)1 低専(100/50)①ですが、左から順に、変更箇所番号が(1)、用途地域が第 1 種低層住居専用地域、容積率が 100%、建ぺい率が 50%、高度地区が第 1 種高度地区であることを表しています。また、用途地域の略号を左側に表示しております。下段には、このたび指定する、第 1 種高度地区の種類、略号、制限内容を表示しております。

次に、議案計画図の 3 ページをお開き下さい。あわせて前面スクリーンをご覧ください。計画図です。このたびの用途地域と高度地区の変更につきましては、合理的な土地利用の推進と、当地区及び周辺地域の良好な市街地形成との調和、整合を図れるよう定めております。図の着色は、変更後の用途地域の色を表しております。(1)番の区域を、市街化調整区域から市街化区域に編入し、用途地域を第一種低層住居専用地域、容積率を 100%、建ぺい率を 50%、高度地区を第 1 種高度地区に指定いたします。また、(2)番の区域は、用途地域を容積率 80%から 100%に、建ぺい率を 40%から 50%に変更いたします。

議案計画書の 9 ページをお開き下さい。用途地域の変更前後対照表です。表の上段に記載しておりますとおり、このたびの変更により、神戸都市計画区域としては、第一種低層住居専用地域の欄の 2 行目の、容積率 10 分の 8 以下、建ぺい率 10 分の 4 以下、外壁の後退距離の限度の指定なしは、約 0.1 ha 減少し、約 2,400 ha に、第一種低層住居専用地域の欄の 5 行目の容積率 10 分の 10 以下、建ぺい率、10 分の 5 以下、外壁の後退距離の限度の指定なしは、約 10 ha 増加し、約 2,469 ha となります。

議案計画書の 14 ページをお開き下さい。高度地区の変更前後対照表です。表の上段に記載しておりますとおり、このたびの変更により、第一種高度地区は、約 9.8 ha 増加し、約 6,527 ha となります。用途地域、高度地区の説明は以上です。

続きまして、第 4 号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の決定、潤和山の手台地区地区計画についてご説明いたします。

議案計画書の15ページをご覧ください。当地区では、このたび、土地区画整理事業を活用したまちづくりの主な計画がまとまったため、都市近郊の良好な住宅市街地の形成を目的とし、市街化区域への編入にあわせて、本案のとおり地区計画を決定するものです。

15ページの中ほどに地区計画の目標を記載しております。本計画は、都市近郊において良好な住宅市街地の形成を図ることを目標としております。

次に、区域の整備・開発及び保全の方針をご覧ください。当地区を低層住宅地区と環境保全地区の2つに区分し、土地利用の方針、地区施設の整備の方針及び建築物等の整備の方針について定めます。

議案計画書の16ページをお開き下さい。

議案計画図の4ページをご覧ください。あわせて前面スクリーンをご覧ください。計画図です。地区整備計画には、地区施設の配置及び規模並びに建築物等に関する事項について定めます。図では、地区計画の区域を赤の実線で表示しております。

まず、地区施設の配置及び規模についてご説明いたします。地区施設のうち、道路を黒の水玉模様で表示しており、幅員12mの道路を約450m、幅員6mの道路を約130m配置します。公園は斜めのハッチで表示しており、2箇所、約0.36ha配置します。緑地は黒の格子模様で表示しており、2箇所、約0.74ha配置します。

次に、建築物等に関する事項についてご説明いたします。地区の細区分につきましては、低層住宅地区、環境保全地区を定めます。また低層住宅地区では、建築物の敷地面積の最低限度は130㎡とし、壁面の位置の制限は、道路境界線から建築物の外壁等の面までの距離を1m以上とします。環境保全地区では、建築物等の用途の制限を用途地域による制限に加えて、巡查派出所、公衆電話所、その他これらに類する公益上必要な建築物以外は建築してはならないことといたします。

なお、以上の4議案について、平成22年4月13日から4月27日までの2週間、縦覧に供しました。その結果、第1号議案 神戸国際港都建設計画区域区分の変更に係るものとして、319件の意見書が提出され、また、第4号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の決定、潤和山の手台地区地区計画に係るものとして、318件の意見書が提出されています。なお、第2号議案と第3号議案に係る意見書の提出はありませんでした。

引き続き、提出された意見書の要旨についてご説明いたします。資料1の第1号議案 神戸国際港都建設計画区域区分の変更、都市計画の案に係る意見書の要旨、並びに資料2の第4号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の決定、潤和山の手台地区地区計画、都市計画の案に係る意見書の要旨をご覧ください。提出された意見書1件ごとに取りまとめたものです。

資料1の表紙裏面をご覧ください。第1号議案に対する意見書は、320名の方から319件の意見をいただいております。なお、意見書番号292番は、2名の方から連名でいただいております。

資料 2 の表紙裏面をご覧ください。第 4 号議案に対する意見書は、318 名の方から 318 件の意見をいただいております。

前面スクリーンをご覧ください。第 1 号議案に対する意見書番号 4 から 316 まで、並びに、第 4 号議案に対する意見書番号 2 から 317 は、スクリーンに映しております例のように、共通の意見に、各個人の追加意見が記載できる形で提出されております。

共通の内容は、資料 1 の 7 ページに番号 4 から 316 の意見書の共通内容として、また、資料 2 の 2 ページに番号 2 から 317 の意見書の共通内容として記載しております。

ここで、西区伊川谷町潤和地区の経緯、並びに現在の事業計画案等についてご説明いたします。当地区は、昭和 45 年の第 1 回区域区分において市街化区域に指定されており、周辺の住宅地と同様に住宅地としての開発が可能な区域でしたが、その後、まちづくりのための活動はされていましたが、具体化しなかったことから、無秩序な開発を抑制するため、平成 3 年に暫定市街化調整区域とし、さらに平成 16 年に市街化調整区域に編入いたしました。その後、関係地権者の土地区画整理事業に対する同意が得られ、今後の計画的なまちづくりの見通しがあるものの、事業計画の立案段階であったため、平成 21 年 4 月には特定保留区域に設定しました。

前面スクリーンをご覧ください。平成 16 年 6 月に関係地権者で構成される土地区画整理事業準備組合が設立され、地区内の地権者の同意のもと事業計画案が検討され、事業の具体化に向け公共施設管理者等の関係機関との調整が進められています。周辺には、東側に隣接して天王山の自治会である南陽台自治会、南側に白水自治会、白水第 8 ブロック自治会があり、周辺の自治会との話し合いも行われています。南陽台自治会及び白水自治会は現在の事業計画案をベースに、今後も話し合いを続けていくと各自治会から聞いております。白水第 8 ブロック自治会は、現在の事業計画案について意見があるとして、話し合いが続けられています。意見書の内容には、事業計画案にかかわるものが多く含まれています。事業計画は、引き続き周辺地域との話し合い、公共施設管理者等の関係機関との協議を経て、事業認可に向けて確定されるものです。現在、準備組合により計画されている事業計画案の概要についてご説明いたします。計画戸数は 274 戸、計画人口は 822 人で、事業期間は工事着手からおおむね 3 年間です。事業区域は、主に山林であり、造成により、宅地、道路、公園、緑地、調整池が整備される計画です。

造成計画をご説明いたします。現況地形は東側が高く西側が低く、また、北側に天上川があり低く、地区内の小山を頂点として南側にも傾斜している地形です。造成計画は地区内の既存住宅を存置し切り土と盛り土の量的バランスをとること、並びに現地形に応じた地盤高さとすることから、地区内の北側の大半を占める大部分と南側の一部との間に高さ約 5 m の擁壁を配した計画となっております。続いて、造成縦断図です。A-A' 線で切った断面を、南から北に眺めています。こちらが天王山で、ここが天上川です。次に、造成横断図です。B-B' 線で切った断面を、東から西に眺めています。ここが第二神明道

路，この間が事業区域で，こちらが白水です。白水からは，一段高い位置に事業区域があり，その北側の低い位置に第二神明道路があることとなります。

道路計画についてご説明いたします。住宅地の主要な道路として，出合新方線から幅員約12m，延長約450mの道路を計画しております。また，天王山側に接続する歩行者専用道路，幅員4m1箇所を計画しています。これは，準備組合と南陽台自治会との話し合いの結果，歩行者専用道路として計画が見直されたものです。歩行者専用道路が接続する箇所の現況写真と，整備後のイメージ図です。事業区域南側の白水に接続する道路は，新たに接続する道路が2箇所あり，その他，私道が1箇所，里道が1箇所あり，合計4箇所です。先ほど説明した一段低い区域の住宅27戸への接道道路として幅員6mの区画道路が1箇所と，幅員6mの歩行者専用道路を1箇所計画しています。この歩行者専用道路は，白水第8ブロックとの話し合いの結果，歩行者専用道路として計画が見直されたものです。区画道路が接続する箇所の現況写真と，整備後のイメージ図です。また，歩行者専用道路が接続する箇所の現況写真と，整備後のイメージ図です。

また，現在，地区の西側には南北に通る里道があります。里道は公道であり，一般の人の交通の用に供するもので，最低幅員4mの道路として整備することが基本となります。現在の計画案では幅員4mの区画道路として整備することとしております。里道の現況写真です。

また，地区内並びに地区外には私道があり，白水と事業区域へ接続する計画となっております。私道の現況写真と，整備後のイメージ図です。

公園計画です。東西に2箇所の公園を配置する計画です。

緑地計画です。事業区域の東側に，天王山の造成時に整備された緑地と一体となる緑地を，また西側，北側の外周部に緑地を配置する計画です。

排水計画です。当地区の流域は，北側は天上川流域，南側は伊川流域に分かれています。地区内の雨水排水は，道路側溝で集めて，その大部分を雨水管渠に導きます。天上川流域は，調整池を経て天上川へ放流します。伊川流域の大部分は，地区内の雨水管渠を経て，既に整備されている下流の雨水幹線に直接排水する計画となっております。西区伊川谷町潤和地区の経緯，並びに現在の事業計画案等についてのご説明は以上です。

次に，事業着手までの予定についてご説明いたします。前面スクリーンをご覧ください。神戸市都市計画審議会の後，兵庫県都市計画審議会の議を経て，都市計画の決定及び変更がなされます。周辺地域との話し合いを継続しつつ，公共施設管理者等の関係機関との協議が行われ，事業計画の内容を確定し，土地区画整理事業組合の設立認可，並びに土地区画整理事業の認可後に事業着手となります。

なお，土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要な能力があるかについても，組合設立認可の際に審査することとなります。以上，西区伊川谷町潤和地区の経緯，並びに現在の計画等についてご説明いたしました。

続きまして、資料3の第1号議案 神戸国際港都建設計画区域区分の変更、都市計画の案に係る意見書の要旨の集約及び神戸市の考え方をご覧下さい。提出された意見を項目ごとに整理し、それに対する神戸市の考え方を示したものです。

資料3に沿って説明いたします。表紙裏面の目次をお開き下さい。提出された意見を、Ⅰ．都市計画の手続きに関する事、Ⅱ．道路に関する事、Ⅲ．事業に関する事、Ⅳ．その他の大きく4項目に分類しております。Ⅱ．道路に関する事の(2)、(3)、(4)及びⅢ．事業に関する事の(1)、(2)、並びにⅣ．その他の(2)のご意見は、今回の都市計画案に対する意見には該当いたしません、あわせて市の考え方をご説明いたします。

1ページをご覧下さい。Ⅰ．都市計画の手続きに関する事、(1)区域区分についての意見です。

①平成22年4月発行の広報紙記載の、潤和山の手台地区都市計画の案の縦覧区域区分の変更案に異議はない。準備組合は準公人組織と認められた団体であり、土地区画整理事業計画区域内土地所有者の意見を集約し、賛成の意見を申し上げる。都市計画変更の案は、地権者の財産でもあり生活の基盤でもある所有地が、ようやく都市計画法の基本方針に定められた秩序あるまちづくりを進めるとい骨子内容にまで土地利用計画が進み、また、土地区画整理事業の確実性が増し、事業着手も確実な段階まで到達したと監督官庁が判断したものと信じている。約20年も前から組合事業として公共施設の整った住環境をつくりたいと区画整理事業認可計画を進めてきたが、時間経過ゆえの行政指導の変更と地域住民の意見変化をすべて準備組合が妥協し、近隣住民の意見を尊重した計画に変更しながらも、高減歩率内で財産権の確保を考慮し、事業の早期実現と確実性を重視した計画に変更、対応した。近隣地域と同じようなまちづくりを目指し快適なまちづくりを進めてまいりますので、準備組合員の努力と近況をご理解していただき、私たちがこうむった苦患等を早く回復していただき、都市計画法手続の早期推進をお願いする。

②区域区分の変更は、区画整理事業を加速させることになる。

③市街化区域への変更の必要性が納得できない。不要で性急な開発はやめてほしい。

④開発後のビジョンが脆弱過ぎる。子供の増加に伴うリスク等、多くの問題が予想できるのに、対策案がない状態である。

⑤市街化区域にせずに市街化調整区域の継続を要望する。

2ページをお開き下さい。

⑥都市計画の判断は住民の声を確実に反映するようお願いする。安全で暮らしやすいまちづくりのためには法的要件を満たしたからよいということではない。まず開発で森林がなくなる。そして騒音や排ガス、粉じん、自然災害、交通事故増加などの可能性、本当に完売するかわからない開発での町のゴーストタウン化、地価下落、治安悪化など多くの不安があり、開発そのものの必要性があるのかも含めて県として正しい判断をしてもらいたい。どうか住民の意見に耳を傾け、住環境を乱さない開発になるようお願いする。もし、周

辺住民の住環境を乱す開発であるのならば、開発そのものの中止を視野に入れて考えてほしい。白水地区の住民全員が先行きがわからない不安な生活を送っている。

⑦企業側の立場ではなく、現住民の視点で生活を維持できるようお願いします。

⑧平成21年3月31日の兵庫県都市計画審議会において、県の担当者は神戸市から準備組合に対し、周辺自治会への説明を十分に実施するよう指導がなされていると報告しているが、当時白水第8ブロック自治会と準備組合とは全く協議を行っていなかった。協議は昨年11月8日と、今年2月11日の2回のみで、周辺住民が納得できる説明も合意もない現状で事業計画が具体化し、市街地整備の実施の見通しが確実に変わったとして、区域区分を変更することは甚だ疑問である。

⑨周辺住民に全く配慮のない開発を可能とする区域変更、並びに周辺住民が納得できる説明、合意もない現状での区域変更に反対する。

⑩開発地区周辺の各地区に対して、不平等な条件で開発を進めようとしている。環境条件が平等になるように指導して下さい。

⑪苦汁を飲まされるのは開発周辺地域住民であり、開発側の私利私欲が優先されるのはおかしい。

⑫準備組合業務代行及び準備組合理事長、さらには準備組合の構成員である地権者の大部分の方々が当地区外に居住していると聞いている。非住民の営利目的のために、隣接する地区住民の住環境が甚だしく毀損される構図となっている。

3ページをご覧ください。

⑬兵庫県は、当地区を市街化調整区域から市街化区域に編入しようとしているが、本事業は周辺地域住民の意向を無視したものと判断し、都市計画手続を進めることに断固反対する。

⑭県は住民からの意見書の提出があつたにもかかわらず、地区住民と準備組合の二方が話し合い解決せよと、関係ないような住民の意見を無視し推し進めようとしている。県は日ごろから言っているよいまちづくりはできない。県は住民の意見を聞き入れ、我々県民の暮らしを守る責務がある。我々はこの開発は到底納得できるものではない。

⑮神戸市職員は市民の声に耳を傾けず、業者寄りの発言をされるのが不思議である。兵庫県として神戸市に任せないで市民の声を県として聞いていただきたい。というものです。

これらの意見に対する神戸市の考え方をご説明いたします。

1ページにお戻り下さい。まず、①から⑦についての神戸市の考え方ですが、当地区は、平成21年4月28日に告示した都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、計画的な市街地整備の見通しのある区域として、主に住宅市街地として整備を図ることが位置づけられております。土地区画整理事業準備組合、以下「準備組合」といいます、により地区内の地権者の同意のもと、事業計画案が作成されています。なお、この事業計画案は、準備組合と周辺住民との話し合いで出された意見が考慮されたものとなっています。

また、公共施設管理者等の関係機関との調整を経て、適正な施設の整備が確保されていることなど、計画的なまちづくりの見通しが確実となっています。以上のことから、当地区の市街地整備の実施の見通しが確実になったと判断し、このたび、市街化調整区域から市街化区域へ編入するものです。

2 ページをお開き下さい。⑧から⑫についての神戸市の考え方ですが、市から準備組合に対し、事業内容について速やかに周辺住民等へ説明すること、また、周辺住民等への事業内容の説明は、専門的な用語や図面などについては、わかりやすく丁寧に説明するよう指導しています。市としては、準備組合と周辺自治会の双方がよく話し合っていたことが大切であると考えています。準備組合に対し、周辺住民と話し合いを行うよう指導するとともに、周辺自治会に対しても話し合いの窓口を閉ざさないようお願いしており、双方の話し合いが持たれています。準備組合と周辺自治会との話し合いにおいて、イメージ図や模型等を用いて事業内容を説明するなど、準備組合は丁寧に対応されています。

また、準備組合は、話し合いにより出された意見を考慮し、天王山に接続する道路1箇所と白水に接続する道路1箇所を歩行者専用道路にするなど事業計画案の見直しを行うとともに、引き続き周辺自治会と話し合いを続けていく意向を持たれています。引き続き、市から準備組合に対し、周辺自治会への話し合いを十分に実施するよう指導してまいります。

3 ページをご覧下さい。⑬から⑮についての神戸市の考え方ですが、兵庫県に対する意見としてお伺いします。兵庫県に対して地元との調整状況等について報告し、対応については協議しながら進めています。

4 ページをお開き下さい。(2)地区計画についての意見です。

①地区計画の天王山西公園に隣接した地区施設(公園)について、神戸市建設局公園砂防部計画課のご担当者が、天王山西公園と地区施設(公園)を一体計画にせず、分離した計画で地元自治会が望むのであれば市には異存がないが、地区計画素案が出される前にわかっていたら、地区施設(公園)の位置、面積はよりよい形に検討できたと話された。このことは、昨年11月に行われた地区計画素案縦覧の手續に問題がある。当時、準備組合は、隣接自治会と神戸市の指導により当事者間協議を継続していたにもかかわらず、自治会に計画を知らずことを遅らせ、その間に神戸市は準備組合の要望のみ聞き入れ、地区計画素案縦覧の手續を行い、このたびの地区計画の決定に至っていることは、準備組合に加担しているようにとられる。

②白水1丁目第8ブロックの住民として意見をさせていただく。当該地区の開発問題は県審議会でも大きく取り上げられ、神戸市のみならず県全体でも問題として大きく取り上げられ、ご存じだと思うが、昨年10月、唐突に素案縦覧があることを知った。事業者や市は、同様の条件である隣接する南陽台自治会へは何度も説明会を開いており、開発に納得できない住民の反対の声は審議会まで上がっている。我々との説明会は1回のみで勝手な素案ができていることに憤慨している。

③神戸市は、2009年11月、住民が準備組合と何の協議合意に達していないのを認識しながら、地区計画素案縦覧を実施した。住民からの528通にも及ぶ素案縦覧に対する意見書への具体的返事もなく、このたびの地区計画案の縦覧を実施している。

④平成22年2月16日、白水第8ブロック自治会が準備組合との第2回目の協議内容を神戸市に報告した際、担当者より地区計画縦覧のお知らせを神戸市広報4月号に掲載する予定であるとの話があった。地区計画素案に対する意見書を昨年12月8日に提出してまだ2カ月半しかたない時点で、市が地区計画縦覧を決めたことは極めて性急であり、約700通の市素案に反対する周辺地域住民の意見書の重みを神戸市はどのように受けとめたのか、大いに疑問を感じざるを得ない。今般、兵庫県が神戸市と同一歩調をとり、当該地域の区域区分を見直すことは大きな疑義が残る。

5ページをお開き下さい。

⑤どうか住民の意見に耳を傾けていただき、住環境を乱さない開発になるようお願いいたします。もし、周辺住民の住環境を乱す開発であるのならば、開発そのものの中止を視野に入れてお考え下さい。白水地区の住民全員が先行きがわからない不安な生活を送っております。どうかよろしくお願いいたします。というものです。

①から⑤の意見に対する神戸市の考え方をご説明いたします。

4ページにお戻り下さい。市から準備組合に対し、事業内容については速やかに周辺住民等へ説明するように指導してきました。市では、計画的なまちづくりが具体化したことから、地区計画の案を作成するため、条例に基づき地区計画の素案縦覧を行いました。縦覧は、平成21年11月17日(火)から12月1日(火)に行っております。

また、地区計画の素案縦覧にあわせて、周辺自治会に対して、このたびの区域区分、用途地域、高度地区、地区計画について説明し、意見をお聞きするため、説明会を開催しました。これらの手続は、市として地権者や周辺住民の意見を広くお聞きするために行うものであり、準備組合の要望を聞き入れ実施したものではありません。素案に対して寄せられた意見を踏まえ、以下の点を準備組合に指導しました。

(1)近隣自治会などからの意見には誠意を持って対応するよう努めること。(2)必要に応じて、造成後の断面図等を用い、わかりやすい説明を心がけること。(3)天王山に接続する歩行者専用道路や白水に接続する区画道路について対応策を検討するとともに、周辺自治会等へ説明すること。(4)環境アセスメントについては、面積要件により、条例に基づく実施の対象外となるが、自治会の意見や懸念事項をよく確認の上、検討と対応を心がけること。(5)これらを踏まえて、関係各課(道路・公園他)や関係機関との協議、調整を行うこと。準備組合は、話し合いにより出された意見を考慮し、事業計画案の見直しを行っています。

なお、準備組合は周辺自治会との話し合いを続けていく意向を持たれています。市としては、計画的な市街地整備の実施の見込みがあるとして、平成22年4月13日(火)から

27日(火)に、都市計画の案の縦覧を行いました。

また、公園の計画については、位置、規模、構造、利用の面から、特に支障ないものと考えています。

5ページ中ほどをご覧ください。Ⅱ. 道路に関すること、(1)事業区域内の主要な道路についての意見です。

①幹線道路は幹線道路に接続することが道路行政のあり方である。将来の周辺の開発の可能性を考えると、幹線道路の計画としては中途半端である。

②当地区内に整備予定されている幹線道路が行き止まりになっているため、同程度の道幅をもつ他の地区の道路への接続、もしくは新規整備に向けて計画見直しをお願いするというものです。

①と②の意見に対する神戸市の考え方をご説明いたします。当地区で計画されている主要な道路は、当地区で発生する交通を円滑に開発区域外道路に導く機能を有する道路であり、出合新方線との接続を確保しています。幹線道路の機能は、出合新方線が受け持ちます。

(2)天王山との道路接続についての意見です。

①当初の当地区と天王山地区内をつなぐ車両通行道路は、現段階では計画変更となり、歩行者専用道路と称する幅4mのものが幅10mの天王山側主要幹線道路に接続されている。準備組合は、歩行者専用道路の形状及び位置の変更はないと断言しているが、現計画案はいまだ正式の計画案ではないため、車両通行可能な道路への変更はあり得る。また、法的に車両通行可能な区画道路への変更案を拒否することはできない。道路仕様が変更されて提出されても、行政はそれを近隣住民に伝えることはしない等の回答を確認している。準備組合が事業計画案の段階で、車両通行可能道路への変更は可能性が絶えず危惧される。いかなる道路であれ道路接続は時を問わず、通過交通、騒音・排ガスによる地区内住環境の悪化、車両通行可能な道路への変更をめぐる両地区住民の紛争が懸念されるというものです。

①の意見に対する神戸市の考え方をご説明いたします。当該歩行者専用道路については、現在、道路管理者に移管することを前提として、準備組合と道路管理者との協議が進められています。また、市としては、災害時や緊急避難時の通路の確保、将来お住まいになる方々の生活道路として機能するものであり、さらには両地区のコミュニティの形成などにも役立つものとして、天王山への歩行者専用道路の接続は必要であると考えております。歩行者専用道路については、話し合いの経緯もあり、両地区の合意がない限り、市としては機能並びに形状及び位置を変更しません。また、当該道路は歩行者専用道路であり、通過交通等は発生しません。

6ページをお開き下さい。(3)白水との道路接続についての意見です。

①道路の接続により交通量が増えるので、子供たちの安全を脅かす道路接続はしないほしい。

②歩道や公園もない状態で交通量が増えるのは、周辺の住民や子供にとってとても危険なので、道路接続に絶対反対する。

③近所に車いす生活の方がおられ、朝、夕の交通量の多い時間帯には危険で、大変苦勞されている。これ以上の交通量は、とても危険で見えてもらえない。車いす生活の方のことを考えて下さい。

④傾斜のある道で、しかも子供らが行き通う頻度が多いのに、高台と道を接続すれば大事故が起きるのは目に見えている。

⑤私たちの通学路を危険な道路にしないで下さい。

⑥騒音、排気ガス、粉じん等により環境の悪化が生じる。

⑦準備組合は、私道部分については地区外のため対処できないと説明を繰り返しているが、私道部分は開発の地権者の土地であり地権者の意思ぐらひは説明してもよい。というものです。

①から⑦の意見に対する神戸市の考え方をご説明いたします。現在の事業計画案では、白水側に接続する道路は、新たに接続する道路が2箇所あり、その他、私道が1箇所、里道が1箇所あり、合計4箇所です。新たな接続道路の1箇所は、歩行者専用道路であり車両通行は発生しません。残り1箇所は、造成計画において地区内の既存住宅を存置し、現況地形に応じた地盤高さで造成することなどのやむを得ない事情から27戸が利用する接続道路になる事業計画(案)になっており、市としては特に支障はないものと考えています。里道は公道であり、一般の人の交通の用に供するもので、最低幅員4mの道路として整備することが原則ですが、しかし、特に拡幅の必要性がないと認められる道路については、現在の道路の形状、敷地幅約1.5mで存置する場合があります。私道については、通行等は土地の所有者の権限になるため、現在、準備組合が私道の所有者に、地域の方々が懸念されている内容をお伝えしています。準備組合は、地域の方々と私道の所有者との話し合いのきっかけづくりは可能であると言っています。今後も道路接続について、準備組合と周辺住民が話し合いを続けていただくことが重要であると考えています。

(4)その他の意見です。

①歩道を整備し、安心して出歩けるまちづくりをお願いしたい。

②もっと道路の修理とか、狭いところがあって危険が多い。というものです。

①と②の意見については、道路の整備並びに維持管理に関するご要望としてお伺いしておきます。

7ページをご覧下さい。Ⅲ. 事業に関すること、(1)土地区画整理事業準備組合についての意見です。

①準備組合は区画整理事業者としての的確性を著しく欠いている。業務代行業者の信用状況に問題がある。信用調査では、業務代行業者は極めて小規模、収益性はなく、民間企業常識ではあり得ぬ多額の借入れがある企業の存続性に疑義がある企業である。当該地区の

登記簿を見るに、業務代行者はかなりの面積の土地を所有している。市街化区域変更と共に業務代行者は彼らの所有する土地を売り逃げする可能性が極めて高い。業務代行者は大規模な区画整理事業遂行経歴なく、当該区画整理事業遂行能力、専門性を持ち合わせていない。準備組合の現理事長は、自己の所有地の所有権移転を直近の二年間で実行している。2010年2月に開催された準備組合の白水第8ブロックへの説明会の席上、準備組合側は、白水第8ブロック住民の方から対応態度が悪いとの抗議に対し、「廊下に出ろや」と連れて行かれ廊下でもめた。また、その会の終了間際に住民側が要望を読み上げていたところ、準備組合側は「ふざけるな」と机をたたく等不適切な対応があった。2008年5月から6月ごろの天王山自治会への準備組合の対応もそれに近い状況があった。2008年9月から10月には神戸市から天王山自治会の反対運動中心者に、「警察との連絡を密に」との助言もあった。以上のことから、業務代行者及び理事長に代表される準備組合は、その事業計画遂行者として不適格と言わざるを得ない。

②準備組合は、第8ブロック自治会住民との協議に真剣に取り組むべき。というものです。

①と②の意見に対する神戸市の考え方をご説明いたします。資金計画等については、土地区画整理事業の組合設立認可の際に審査することになります。説明会の席上において、ふさわしくない態度、言動があったことについて、準備組合に対し、誠意を持って対応することを心がけるよう指導しました。また、自治会に対しても、引き続き話し合いを行っていただくよう申し上げました。

8ページをお開き下さい。(2)事業計画(案)についての意見です。

①現在の計画内容を周辺住民は納得していない。住民の声をよく聞き、納得のいく説明や具体策の提案を求める。住民に迷惑がかからないよう歩み寄ってほしい。

②兵庫県、神戸市の行政機関は、許認可を行う責任の元、変更に対する影響分析、対策検討について業者、組合に指導すべきではないか。

③周辺自治会との話し合いの期間をもう少しいただきたい。

④白水第8ブロック自治会が懸念している具体的な項目は、(1)一方的な道路接続がもたらす児童の交通事故の増加、(2)森林がなくなったほうが、雨水排水はよくなるとの説明、(3)森林伐採による第二神明道路の騒音、排気ガス、粉じん等の住環境の悪化をもたらす要因等について納得のいく説明や具体策の提案、解決策は全く提示されておりません。この開発は、周辺地域のライフラインに全面的に依存した安易な開発としか言いようがなく、何ひとつ周辺地域にとってよいことなどない。

⑤森林がなくなった場合、雨水が一気に流れてくる。

⑥森林伐採は、高速道路の騒音、排気ガス等により住環境の悪化は明白。

⑦当地区への主要進入路は、出合新方線からの幹線道路と神戸市地区計画案では記されているが、現在まで幹線道路を含む地域の地権者と準備組合、もしくは事業代行者との間で、当該地域の所有権移転売買契約書は交わされていない状況と聞いている。兵庫県当局の調

査をぜひ願います。神戸市都市計画総局からは、実施の確実性に関し確認したとは聞いているが、いまだ当事者間での売買契約は交わされていない状況のようである。神戸市がなぜ実施の確実性を確認したとして区域区分変更を兵庫県に上げたか、大いに疑念を覚える。

⑧最近開発された近隣の市街化区域の現状を見ると、当該地区における宅地開発が、採算性の面で到底成功する見通しがあるとは思えない。

9 ページをご覧ください。

⑨工事車両の通行はとても危険であり、子供やお年寄りの命を脅かす。

⑩当該地区内には広範囲の部分に弥生時代の遺跡があるとの試掘調査結果が出ている。歴史の痕跡を破壊することなく、次世代に継承していくべきである。

⑪小学校の状況から、市街化整備の実施の見通しが確実に変わったとはとても思えません。というものです。

これらの意見に対する神戸市の考え方をご説明いたします。

8 ページにお戻り下さい。①から⑥についての神戸市の考え方ですが、道路接続に関する意見に対しては、Ⅱ. 道路に関することについてで記載しています。当地区の流域は、北側は天上川流域、南側は伊川流域に分かれています。地区内の雨水排水の大部分は、道路側溝で集めて雨水管渠に導きます。天上川流域は、調整池を経て天上川へ放流します。伊川流域の大部分は、地区内の雨水管渠を経て、既に整備されている雨水幹線に排水する計画となっています。当地区の計画地盤高は白水よりも高くなり、第二神明道路からの騒音の影響は少ないものと考えます。市から準備組合に対し、事業内容について速やかに周辺住民等へ説明すること、また、周辺住民への事業内容の説明は、専門的な用語や図面などについては、わかりやすく丁寧に説明することを指導してきました。今後も事業内容について、準備組合と周辺住民が話し合いを続けていただくことが重要であると考えています。⑦についての神戸市の考え方ですが、地区内の地権者の合意状況について、準備組合から報告を受けて確認しています。⑧についての神戸市の考え方ですが、資金計画等については、土地区画整理事業の組合設立認可の際に審査することになります。

9 ページをご覧ください。

⑨についての神戸市の考え方ですが、工事車両は出合新方線から当地区へ直接進入する計画です。⑩についての神戸市の考え方ですが、事業実施に当たっては、文化財保護法により発掘調査等、適切な措置がとられます。⑪についての神戸市の考え方ですが、一定規模以上の住宅地の整備であれば、事業計画内に新たな学校教育施設を配置する必要がありますが、当地区の規模では、新たに小学校を配置する必要はありません。教育委員会では、毎年、就学対象となる児童数並びに今後の動向を把握しており、周辺の定住状況も踏まえて対応していくこととなります。

Ⅳ. その他、(1)住環境、自然環境についての意見です。

- ①現在の景観や安全で静かな住環境を壊さないでほしい。
- ②当地区の山林緑地に、愛着を持って親しみ接してきた。山林緑地には豊かな生態系が形成されている。我々にとってこの憩いの場が営利目的事業のために瞬時に破壊されてしまうのは見るに耐えない。
- ③多くの虫や動物が生息している森を奪ってしまう計画は一から見直すべきである。
- ④現在の緑をたくさん残し、私たちの緑多い環境を守りたい。
- ⑤今の住みやすい自然の多い中で長く住みたい。
- ⑥これ以上自然をなくすのはいかがかと思う。エコの時代に自然は子供たちに残さなければならぬ。
- ⑦過大な自然の開発は慎んで慎重に行うことが鉄則。具体的にこの開発は、ライフラインの最小限の開発にとめるべきと考える。というものです。

①から⑦の意見に対する神戸市の考え方をご説明いたします。当地区は、平成21年4月28日に告示した都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、計画的な市街地整備の見込みのある区域として、主に住宅市街地として整備を図ることが位置づけられています。現在の事業計画案では、事業区域内に公園を2箇所と第二神明道路側に緑地を配置する計画となっており、環境保全に配慮した計画となっています。

(2)白水の公園についての意見です。

- ①公園もなく、遊ぶところがない。子供たちがたくさん困っている。
- ②思いっきり遊べる公園が欲しい。というものです。

①と②の意見に対する神戸市の考え方をご説明いたします。当地区内に公園を2箇所配置する計画となっています。また、白水第8ブロック自治会の区域には、白水特定土地区画整理事業により計画された公園予定地があり、公園として整備される計画です。

以上、第1号議案の区域区分の変更に対して提出された意見書の集約と、それに対する神戸市の考え方についてご説明いたしました。

引き続き、第4号議案の地区計画の決定に対して提出された意見書の集約と、それに対する神戸市の考え方です。

資料4の第4号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の決定、潤和山の手台地区地区計画、都市計画の案に係る意見書の要旨の集約及び神戸市の考え方をご覧下さい。第4号議案に対する意見の内容は、第1号議案に対する意見の同様の趣旨のものが大半です。そのため資料4では、既にご説明した神戸市の考え方の重複する部分についてはご説明を省略いたします。

表紙裏面の目次をお開き下さい。提出された意見を、Ⅰ. 都市計画の手続きに関すること、Ⅱ. 道路に関すること、Ⅲ. 事業に関すること、Ⅳ. その他の大きく4項目に分類しております。なお、Ⅳ. その他の(3)その他のみが第1号議案に対する意見に新たに追加された内容です。

1 ページをご覧ください。まず、I. 都市計画の手続きに関すること、(1)区域区分についての意見です。

- ①開発後のビジョンが脆弱すぎる。安心、安全の確保が悪化する。
- ②住民に対し理解を得ていないこの状況で開発を進めて問題ないか。このような行いを神戸市としてどう考えているのか。住民の意見をよく理解した上で、開発に対し指導していただきたい。
- ③市街化調整地区から市街化地区に変更しての開発ということであれば、市街化地区としての緑地計画、ほかの環境計画、学校の計画等が周辺地域住民の理解を得た形できっちりされたものであることが必要。
- ④山を壊して家を建てなくても、白水地区にもたくさん土地が残っている。
- ⑤企業側の立場でなく、現住民の視点で生活を維持できるよう願います。
- ⑥都市計画の判断は住民の声は確実に反映するようお願いする。安全で暮らしやすいまちづくりのために法的要件を満たしたからよいということではない。開発で森林がなくなる。騒音や排ガス、粉じん、自然災害、交通事故増加などの可能性、本当に完売するかわからない開発での街のゴーストタウン化、地価下落、治安悪化など、多くの不安があり、開発そのものの必要性があるのかも含めて市として正しい判断をしてもらいたい。安全で暮らしやすいまちづくりに必要な内容は法的要件を満たすだけでなく、住民の生活環境を一つも乱さないことである。

2 ページをお開き下さい。(2)地区計画についての意見です。

- ①地区計画を白紙に戻す。天王山西公園に隣接した地区施設(公園)について、神戸市建設局公園砂防部計画課のご担当者が、天王山西公園と地区施設(公園)を一体計画にせずに分離した計画で地元自治会が望むのであれば市には異存がないが、地区計画素案が出される前にわかっていれば、地区施設(公園)の位置、面積はよりよい形に検討できたと話された。このことは、昨年11月に行われた地区計画素案縦覧の手続きに問題がある。準備組合は隣接自治会と神戸市の指導により当事者間協議を継続していたにもかかわらず、自治会に計画を知らずことをおくらせ、その間に神戸市は準備組合の要望のみ聞き入れ地区計画素案縦覧の手続を行い、このたびの地区計画の決定に至っていることは、準備組合に加担しているととられる。
- ②白水1丁目第8ブロックの住民として意見をさせていただく。当該地区の開発問題は県審議会でも大きく取り上げられ、神戸市のみならず県全体でも問題として大きく取り上げられご存じかと思うが、昨年10月、唐突に素案縦覧があることを知った。事業者や市は、同様の条件である隣接する南陽台自治会へは何度も説明会を開いており、開発に納得できない住民の反対の声は審議会まで上がっている。我々との説明会は1回のみで勝手な素案ができていくことに憤慨している。
- ③潤和山の手台地区地区計画縦覧に対して、多くの疑問点、問題点がある。神戸市が周辺

地域住民の意向を無視して、当該地区のまちづくりの計画がまとまったとして地区計画を定め、都市計画手続を進めることに反対する。

3 ページをご覧ください。

④平成21年11月21日の神戸市主催の地区計画素案の説明会で、担当者は素案から地区計画に至るまで多数の意見が出た場合調整が必要になるので相当長い時間がかかると言っていたのに、平成22年2月16日に準備組合との第2回目の協議内容を市に報告した際、担当者より地区計画縦覧のお知らせを神戸市広報4月号に掲載する予定であるとの話があった。地区計画素案に対する意見書を昨年12月8日に提出してまだ2カ月半しかたっていないのに、地区計画縦覧を決めていたということは極めて性急であり、約700通の素案に反対する周辺地域住民の意見書の重みを神戸市はどのように受けとめたのか大いに疑問。2月16日に市に報告に出向いた折に、地区計画縦覧の話があったということは、白水第8ブロック自治会と準備組合との話し合いが全くできていないことを市は十分知りながら決めていたわけである。神戸市が言っているよりよいまちづくりのために十分準備組合と話し合いなさいとの言葉とは、全く相反することではないか。神戸市は、本音と建前を使い分けているとしか思えない。甚だ疑問。

⑤市は住民からの意見書の提出があったにもかかわらず、地区住民と準備組合との問題だから、二方が話し合い解決するようにと、市は関係ないような言い方で住民を無視している。市が日ごろから言っている良いまちづくりはできない。市は住民の意見を聞き入れ、市民の暮らしを守る責務がある。この開発について到底納得できるものではない。

⑥準備組合とのまちづくりのための話し合いがまだ不十分で、第8ブロックが懸念していることが何ひとつ解消されていないにもかかわらず、地区計画が決定されるのか、全く理解できません。行政の原点は市民の多くの声を聴くことである。公正、公平なスタンスで開発問題に取り組んでいただくことを切に願う。

⑦どうか住民の意見に耳を傾けていただき、住環境を乱さない開発になるようお願いいたします。もし、周辺住民の住環境を乱す開発であるのならば、開発そのものの中止を視野に入れてお考え下さい。白水地区の住民全員が先行きがわからない不安な生活を送っております。

⑧神戸市職員は市民の声に耳を傾けず、業者寄りの発言をされるのが不思議でならない。市民の声を聞いてほしい。

4 ページをお開き下さい。Ⅱ. 道路に関すること、(1)事業区域内の主要な道路についての意見です。

①幹線道路は幹線道路に接続することが道路行政のあり方である。将来の周辺の開発の可能性を考えると、幹線道路の計画としては中途半端である。

②当地区内に整備が予定されている幹線道路が行き止まりになっているため、同程度の道幅を持つ他の地区の道路への接続、もしくは新規整備に向けて計画見直しをお願いする。

(2)天王山との道路接続についての意見です。

①不自然なフットパスの図面，直進ではなくクランクしている。何度でもフェンスを取り除けられる。不信感がある。

5 ページをご覧ください。(3)白水との道路接続について。

①道路の接続により交通量が増えるので，子供たちの安全を脅かす道路接続はしないほしい。

②歩道や公園がない状態で車の交通量が増えるのは，周辺の住民や子供にとってとても危険なので，道路接続に絶対反対する。

③近所に車いす生活の方がおられ，朝，夕の交通量の多い時間帯には危険で，大変苦勞されている。これ以上の交通量はとても危険で見えていられない。車いす生活の方のことを考えて下さい。

④傾斜のある道で，しかも子供らが行き通う頻度が多いのに，高台と道を接続すれば大事故が起きるのは目に見えている。

⑤私たちの通学路を危険な道路にしないで下さい。

⑥騒音，排ガス，粉じん等により環境の悪化が生じる。

⑦準備組合は私道部分については地区外のため対処できないと説明を繰り返しているが，私道部分は開発の地権者の土地であり，地権者の意思ぐらひは説明してもよい。

⑧家の前の道路の広さで，車の通行が増えとおちおち道路を歩いていられない。車がすれ違うときは歩行者がかなり端まで追いやられている状態である。

(4)その他の意見です。

①歩道を整備し，安心して出歩けるまちづくりをお願いしたい。

②道路の狭いところをたくさんの車が通り抜け危険なところがたくさんある。

6 ページをお開き下さい。Ⅲ．事業に関する事，(1)土地区画整理事業準備組合についての意見です。

①準備組合は近隣自治会との平成22年2月11日開催の事業説明会において，説明途中，参加住民を準備組合関係者が「廊下に出ろや」と連れて行き，廊下でもめる場面があったとのこと。このような地上げ屋のような関係者のいる準備組合に神戸市が加担しているととられないよう，地区計画は一度白紙に戻してほしい。

②準備組合は，第8ブロック自治会住民との協議に真剣に取り組むべきである。

③周辺住民への説明不足。殆どの方が何が何だかわからないままである。業者の不適格。説明のとき，どなり合いになっている。まやかしのようで信用性に欠ける。これが最後の説明で，従わなかったらどうするかかわからないと不安がらせ，反対したら好き勝手に工事するかのように住民に思わせ，おびえさせている。賛成せざるを得ないようにしている。

(2)事業計画(案)についての意見です。

①住民の声をよく聞き，納得のいく説明や具体策を示していない。住民に迷惑がかからな

いよう歩み寄ってほしい。

②兵庫県，神戸市の行政機関は許認可を行う責任の元，変更に対する影響分析，対策検討について業者，組合に指導すべきではないか。

③白水第8ブロック自治会が懸念している具体的な項目は，(1)一方的な道路接続がもたらす児童の交通事故の増加，(2)森林がなくなった方が雨水排水はよくなるとの準備組合の説明，(3)森林伐採による第二神明道路の騒音，排気ガス，粉じん等の住環境の悪化をもたらす要因等について，納得のいく説明や具体策の提案，解決策は全く提示されておりません。この開発は，周辺地域のライフラインに全面的に依存した安易な開発としか言いようがなく，何ひとつ周辺地域にとってよいことなどない。

④森林伐採は，高速道路の騒音，排気ガス等により住環境の悪化は明白。

⑤周辺自治会との話し合いの期間をもう少しいただきたい。

⑥少なくとも道路の接続状況(本数)等を南陽台地区と平等にしてほしい。

⑦工事車両の通行はとても危険で，子供やお年寄りの命を脅かす。

⑧公園がない現状，道路で遊んでいる今，工事車両などが通ると危ない。児童が交通事故になるから，遊ぶところがなくなる。

IV. その他，(1)住環境，自然環境についての意見です。

①静かで安全なまちを守るよう希望する。静かな環境を守るよう希望する。

②自然がなくなりつつある今，この貴重な緑を残すべき。地球温暖化，環境保護がうたわれる時代に逆行している。

③草，木，虫，鳥，自然を今のまま残してほしい。

④現在の緑をたくさん残し，私たちの環境を守りたい。

⑤自然の少ない今，いつまでもこのまま自然豊かに暮らしていきたい。

⑥大規模な自然破壊に反対。住環境は既住民の権利。権利を守ってほしい。

⑦落ちついた幸せな生活を願っている。精神も身体もズタズタにするような生活環境をだれも望んでいません。もっといいまちづくりを考えてほしい。

(2)白水の公園について

①子供が遊ぶ公園がなく，子供たちが困っている。

②思いっきり遊べる公園が欲しい。

(3)その他の意見です。

①税金ばかり取らず，もっと他のことも考えて住みよいまちづくりをしてほしい。談合みたいなことばかりをするな。というものです。

7ページの右，下段をご覧ください。IV. その他の(3)その他に対する神戸市の考え方は，今回の都市計画変更案に対する意見には該当いたしません。というものです。

以上，第4号議案の地区計画の決定に対して提出された意見書の集約と，それに対する神戸市の考え方についてご説明いたしました。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお

願います。

○加藤会長

ただいま事務局から説明がありました内容につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○金沢委員

たくさんのご意見が出ておりますが、こういう開発を行う場合、周辺の住民の皆さんの住環境を悪くさせないように開発が行われなければならないと思うわけです。ご意見を聞いていると、そここのところを一番心配されているのだと思います。

また、都市計画審議会では、住民の皆さんの不安や懸念など、そういった将来に対する部分を委員が本当に慎重に議論をする場だと思っています。それにしましては、ちょっと今日は余りにも時間が少な過ぎるのかなと。これだけのご意見が出ていて、他にもたくさんの方がご意見を出されています。今後こういったことについて、当局のほうで時間のことも考えていただきたいと申し上げます。

質問ですが、まず、この計画について、これまでの経緯を説明をされましたが、市街化区域に一度指定をされて、それから暫定市街化調整区域になって、平成16年には市街化調整区域になって、そしてまた平成21年に特定保留区域にして、そして今回市街化区域に変更するということですが、なぜこんなにころころと変わってきたのか。もともと準備組合があって、その中でいろいろ計画が変わってきたのかどうか。

2点目に、このご意見の中でもありましたが、天王山の方とは特定保留区域にした昨年ですね、そのときに、色々な話し合いを数年前から続けておられるということをお聞きしました。道路が接続されることについて、住民の皆さんがご心配になられて、現地に行かせていただきますと反対のポスターも貼られておまして、話し合いがずっと続けられてきたのだなと思いました。一方、この白水地区については、意見書にありますように、住民の皆さんとの話し合いが十分行われてこなかったということで、11月8日と2月11日の2回のみということですが、白水地区の住民の皆さんとこの準備組合との話し合いというのは、本当にこれだけなのでしょうか。道路の接続についてなど、本当にこれだけの話し合いでこんな素案になったというのが私は信じられないのですが。

3点目ですが、道路接続のことを皆さんが懸念をされておられるので、白水に接続される4本の道路については住民の皆さんのご意見をこれからも十分反映して、計画変更が可能なかどうか。

4点目ですが、これは大丈夫だろうと思いますが、確認しておきたいのは、天王山へ接続する歩行者専用道路が自動車道路になるという懸念をお持ちですが、それはないと、はっきり言えるのであれば言っていただきたい。

5点目ですが、地区計画の素案の縦覧の際に528通にも及ぶ意見書が出たということですが、どんな意見が出てきて、そしてその素案にどんな意見が取り入れられて今回の計

画案になってきたのかということをお教えいただきたいと思っております。

6点目ですが、意見書の中で、準備組合さんの態度が非常に悪いということが書かれています。2008年の9月から10月には、天王山自治会の反対運動者を中心に警察との連絡を密にという助言が神戸市からあったというふうには書いてありますが、これは事実なのでしょうか。暗に事業者は危ない、怖いというようなことを神戸市が住民の方に言われたのは事実なのかどうか。「表に出ろや」などと言われたのが事実かどうか教えていただきたい。

○加藤会長

最初のお話は、ご意見として伺うとして、あと6点ほどご質問があります。事務局、お答えいただけますか。

○三島計画課長

まず1点目の、もともと昭和45年の段階で市街化区域があったものが、暫定市街化調整区域、そして平成21年には特定保留区域という形で変わってきたのは何故かというご質問ですが、まず神戸市の場合は、5年ごとに用途地域、区域区分の線引き等を見直しております。都市計画は、おおむね10年を見越して定めていくというものです。もともと昭和45年の段階では、この地域については市街化を図っていこうという区域にしておりました。その段階で、地域の方々は市街化をしていこうと努力をされておりましたが、それがやはり具体化がされていかないということで、開発のスプロールを防ぐため、一旦、暫定市街化調整区域にして、しっかりとした計画ができた段階で市街化区域にするということで見直しをいたしました。

その後、地元のほうでも努力されましたが、やはり計画が具体化しなかったということで、おおむね10年がたったため、市街化調整区域にしたという経過です。今回、計画が具体化されたということで、市街化区域にするものです。

2点目の、白水の自治会とお話し合いの回数についてですが、この意見書では2回というお話ですが、その後もお話し合いがされております。今年の2月や4月にもされており、また、今年の5月末にも話し合いをしたいということで要望されておりましたが、自治会と日程調整ができなかったということで、6月の中旬頃というお話が出ておりますが、日程は決まっておられません。

3点目の、4本の道路の接続について、今後も話し合いの中で変更が可能なのかということですが、当然これは事業計画の中身ですので、区画整理事業の認可までに確定をすることになり、周辺の自治会の方とお話し合いの中で互いに了承ができれば可能だと考えております。

4点目の、天王山地区の歩行者専用道路につきましては、今回の神戸市の考え方でもご説明しましたように、両自治会と準備組合でお話しされて決まった内容でございますので、この両方から要望がない限り、現在の形を変更することはございません。

5点目の、素案への意見でどのように変わってきたかということですが、素案の段階でいただいた意見書がこちらです。意見をおおむねまとめますと、準備組合から十分な事業計画の内容の説明がない。準備組合は住民の意見を聞き納得いく説明をすべき。準備組合の誠意の無さと近隣住民を無視した開発の姿勢に大いに不信感を感じる。白水地区の区画道路6mに道路を接続すると、振動や交通公害などにより生活環境を害する、また通学路でもあり危険なため、道路接続に反対する。生活への影響について説明のないまま計画が進行することはあってはならない。天王山側へは幹線道路を接続させず、また境界沿いには緑を配置するなど南陽台自治会の意見を聞き入れるのに、我々の意見を反映されていない、軽視している。道路(12m)が途中で止まっている。天王山地区などの幹線道路に接続しないのはおかしい。こういうご意見をいただいております。全体で732件のご意見をいただいております。1件は土地区画整理事業準備組合からいただいております。天王山南陽台地区のほうから自治会として1件、個人意見として511件いただいております。白水第8ブロックとしては自治会から1件、自治会の住民から159件いただいております。その他市外の方から59件いただいております。これにつきましては、南陽台自治会の方が持参されたものが54件、白水第8ブロックの方が持参されたものが5件です。このように見ていただきますと、南陽台自治会から約500件強のご意見をいただいております。素案縦覧の後も南陽台自治会と準備組合が話し合いをさされまして、現在は、今の計画案をベースに今後協定を交わしていくというお話をお伺いしております。こちらについてはおおむね話がついているという状態です。白水第8ブロックについては、ご意見があるということで、現在話し合いが進められているという状況です。

6点目の、準備組合について、神戸市から、何かあれば警察に連絡するようにと地元にお話ししたことがあるのかということですが、当時南陽台自治会の方がこの開発に非常に強い反対をされておりました。その際に私たちも反対者の方々からご意見を聞き、お話をしておりますが、そのときに、反対者の方が家の前に不審な車が停まっているということなどを言われておりました。それが本当かどうかどうか確認はしておりません。そういうことを私たちから警察の方に申し上げましたら、警察の方が何か気になることあれば言うように伝えておいて下さいということでしたので、神戸市からその反対者の方にお伝えしたということで、神戸市が判断して地元の方に指示したということではありません。

また、白水の自治会とのお話し合いの中で、「外に出ろや」などの揉め事があったのかということについてですが、私たちはその場におりませんでしたので実際の確認はできておりませんが、準備組合から事情を聞きまして、いざこざはあったということです。それについては神戸市から準備組合に、真摯に対応するように指導しております。

○金沢委員

最初に市街化調整区域から市街化区域にしようということになって、また市街化調整区

域になったということですが、神戸市の考え方が出てきません。神戸市は安易で無秩序な開発はやめようということを言っていますので、市街化区域にするということは、かなりハードルが高く、神戸市の考え方としてもそのハードルは高いと私はお聞きをしているのですけれど、そういう考え方からすると、市街化区域にしていたものを市街化調整区域にしたり、また市街化区域にしたり、準備組合の意向に沿ってころころ変えているというふうにとらえられると思います。この地域について、神戸市の考え方はどういうものだったのでしょうか。

それから、2点目ですが、私がお聞きした白水地区の住民の方とお話し合いというのは、2月以降のことではなくてその前のことです。天王山の方とは数年にわたってずっとお話し合いを続けてこられて、協定を結ぶというところまで来ているということですが、白水の方たちとはどうだったのですかということですか。

3点目ですが、意見が出た件数を聞いているのではなくて、その意見が素案から今回出された計画案にどういうところが入り入れられたのかをお聞きしているので、その点を教えていただきたい。

また、準備組合については、住民の方とお話し合いの場でのそういう態度は、住民の方にしたら怖いですね。本当に強く指導していただかないと、これからの話し合いが進まないと思いますので、紳士的な対応をしていただきたいと思います。

○三島計画課長

1点目の、神戸市としての考え方ですが、まさしく暫定市街化調整区域、市街化調整区域にしているというのが神戸市の考え方です。もともとこの地区は市街化区域でしたが、そのため任意に開発ができる。例えば1戸だけでも建物を建てることのできるという地区でした。そういうことで道路の側面だけが造成されてしまい、奥の敷地は開発できないという、スプロール化が懸念されます。そういうことを防止するため、神戸市の考え方として暫定市街化調整区域にいたしました。暫定市街化調整区域というのは、その開発計画が具体化した段階で随時、市街化区域に編入する区域です。市街化調整区域は、5年ごとの見直しで区域区分をしていくというものですが、スプロールを起こさないということで神戸市の考え方を入れて見直しをしています。今回健全な市街化が図れるということですので、区域区分を見直して市街化区域に編入するものです。

2点目のご質問ですが、特定保留区域にする段階でご意見をいただいていたのは、南陽台の自治会からです。その段階で白水地区からは反対の意見はなかったということですので、やはり準備組合は南陽台地区のほうに主に入られてお話をされていたのだと思います。もちろん白水地区にもお話に行っております。

3点目の、ご意見がどのように案に反映されたかということですが、素案の段階では、6mの区画道路がつながる計画でした。話し合いの中で、こちらの道路につきまして、白水第8ブロックの方がご懸念されたのは、例えば伊川へは、出合新方線へ行って白水線を

通って永井谷線を通って行くのですが、その際に、地区内の道路を抜け道的に使われるのではないかというお話が素案の段階でありました。そこで、準備組合のほうで、歩行者専用道路にする形に変更をされております。素案の段階ではそのようなことをごさいます。その後、具体的にお話をしていく中で、よく見ていくと、ここに私道があり、もう一つはここに里道があるということが素案の段階から後に分かり、ここについても準備組合は、地元の方と話し合っていきたいという意向を持たれております。その中で、神戸市の考え方ですが、現在里道は公道ですので、4 mの幅員で整備する計画にしておりますが、拡幅する必要がないということであれば、現在の約1.5 mの幅員の里道のままで置いておくことも可能ではないかと考えております。私道については、私道の通行権は私道の所有者が判断することになります。準備組合は私道の所有者に、地域の方がご懸念されていることをお伝えしておりますし、その話し合いのきっかけづくりはできるということで、次の会議にも私道の所有者の方に入っていただいておりますかというお話もされております。

また、準備組合に対しての指導ということについては、私どもも継続していきますので、ご意見として頂きたいと思っております。

○西委員

私も天王山にある高台の公園から地区を一望して、緑深いところが開発されるということで問題だと思って、以前から知っていました。これは私の意見ですが、これだけの意見に対して、神戸市の言っていることは非常に木で鼻をくくったような回答にしかなくないと思っております。例えば子供の安全をどう守れるのかという問題や自然がなくなってしまうということに対して、具体的にその不安に答えられるような回答ではないと思っております。

また、神戸市の考え方で、準備組合は丁寧に対応されていると書いていますが、準備組合がどなりつけたとか、あるいは表に出ろと言ったということなので丁寧に対応するように指導すると言っていますが、これは矛盾していると思っております。やはり、開発する者と地域の住民が話し合ったときに、これ以上言うともう意見も聞かないで話し合いを終わりにすることが非常に多く、そのことを住民の方も不安を持っておられると思うんです。意見書の要旨の集約を見ていると、これが最後の説明で、従わなかったらどうするかわからないと不安がらせ、反対したら好き勝手に行動するかのように住民に思わせ、おびえさせていると書かれていますね。市の考え方では、十分な話し合いができるように頑張っているということが書かれています。何も担保が見えないです。住民が納得されるまで話し合いの場を設置し、間に入って進めていくべきだと思うのですが、努力していくという決意を語っていただきたいなと思っております。

○三島計画課長

今回のこの開発は、土地区画整理事業で行っていきます。市の都市計画審議会にて審議を

して県の都市計画審議会で審議をし、都市計画決定をします。さらに周辺地域とのお話し合いを続けていきまして、関係管理者と協議をして、土地区画整理事業の組合設立認可、事業認可という流れになります。その中で、神戸市は、話し合いの場をきちんと持つようにしっかり指導をしていきたいと考えております。

○加藤会長

ほかにご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○加藤会長

それでは、お諮りしたいと思います。第1号議案から順次お諮りさせていただきたいと思います。まず、第1号議案 神戸国際港都建設計画区域区分の変更について、兵庫県決定です。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議あり」の声あり)

○加藤会長

異議があるようですので、改めてお諮りさせていただきたいと思います。第1号議案について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○加藤会長

反対の方の挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○加藤会長

賛成多数でございます。第1号議案については、原案のとおり承認して市長に答申いたします。第2号議案 神戸国際港都建設計画用途地域の変更について、神戸市決定です。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議あり」の声あり)

○加藤会長

それでは、賛成の方，挙手いただけますでしょうか。

(賛成者挙手)

○加藤会長

反対の方，お願いいたします。

(反対者挙手)

○加藤会長

賛成多数でございます。第2号議案については，原案のとおり承認して市長に答申いたします。第3号議案 神戸国際港都建設計画高度地区の変更について，神戸市決定です。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議あり」の声あり)

○加藤会長

それでは，賛成の方，挙手お願いいたします。

(賛成者挙手)

○加藤会長

では，反対の方，挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○加藤会長

賛成多数でございますので，第3号議案につきましては，原案のとおり承認して市長に答申いたします。第4号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の決定について，潤和山の手台地区地区計画，神戸市決定です。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議あり」の声あり)

○加藤会長

それでは，賛成の方，挙手お願いいたします。

(賛成者挙手)

○加藤会長

では、反対の方、挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○加藤会長

賛成多数でございます。第4号議案につきましては、原案のとおり承認して市長に答申いたします。

**(第5号議案 神戸国際港都建設計画 地区計画の決定について
深江駅南地区地区計画)**

○加藤会長

第5号議案 深江駅南地区の地区計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

○三島計画課長

議案計画書の18ページをお開き下さい。第5号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の決定について、深江駅南地区地区計画、神戸市決定です。

議案計画図は5ページをお開き下さい。あわせて前面スクリーンをご覧下さい。位置図です。深江駅南地区は、阪神電鉄深江駅の南東部に位置し、北は阪神電鉄、南は国道43号沿道を含めて臨海部までの一帯に位置する、面積約56.3haの地区です。

航空写真です。当地区は、住宅、商業施設、工業施設等が共存する市街地で、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例に基づく深江地区まちづくり協定を平成7年に締結し、庶民的で住みよいまちへの改善を基本理念にまちづくりに取り組んでいる地区です。平成13年から、主に国道43号沿道の環境整備について検討を重ね、地区計画の策定に向けて地域の合意形成を図ってきました。このたび、深江地区まちづくり協議会からの提案を踏まえ、まちづくり協定の趣旨に基づいた住商工の調和のとれた良好な市街地を形成することを目標として地区計画を決定いたします。

議案計画書の18ページにお戻り下さい。地区計画の目標です。地区計画の目標の2段落目をご覧下さい。本計画は、庶民的で住みよいまちへの改善を推進するため、明るく安全で活気のあるまちを目指し、住商工の調和のとれた良好な市街地を形成することを目標としています。

次に、区域の整備、開発及び保全の方針をご覧下さい。当地区を、国道43号沿道地区

と住商工協調地区に区分し、土地利用の方針、地区施設の整備の方針、建築物等の整備の方針について定めます。

議案計画図の6ページをご覧ください。あわせて前面スクリーンをご覧ください。地区計画の区域界を赤色の実線で示しており、そのうち、地区整備計画で建築物等に関する事項を定める国道43号沿道地区の区域界を黒色の一点鎖線で示しています。国道43号沿道地区については、指定している用途地域の種類に応じて、オレンジ色で着色している国道43号沿道地区A、桃色で着色している国道43号沿道地区B、紫色で着色している国道43号沿道地区Cの3つの地区に区分し、用途地域の建築制限に今回の地区計画により必要な制限を加えるものです。

なお、黒色の斜線で囲んでいる住商工協調地区は、建築物等の用途の制限などの内容について、現在も地域の合意形成に向けて検討を続けております。今回の決定は、現在地域で合意形成された内容をいち早く都市計画として決定してほしいという地域の提案に基づいております。

議案計画書の19ページをご覧ください。あわせて全面スクリーンをご覧ください。国道43号沿道地区Aの用途地域は、準住居地域であり、ホテル、旅館、マージャン屋、パチンコ屋などと床面積の合計が15㎡を超える畜舎は用途地域では建築できますが、地区計画により建築を禁止します。国道43号沿道地区Bの用地地域は、近隣商業地域であり、ホテル、旅館、マージャン屋、パチンコ屋などと床面積の合計が15㎡を超える畜舎、及び準住居地域に建築してはならない工場や危険物の貯蔵等の施設は用途地域では建築できますが、地区計画により建築を禁止します。国道43号沿道地区Cは、準工業地域であり、ホテル、旅館、マージャン屋、パチンコ屋などと床面積の合計が15㎡を超える畜舎、及び準住居地域に建築してはならない工場や危険物の貯蔵等の施設、並びに、キャバレー等は用途地域では建築できますが、地区計画により建築を禁止します。これにより、前面スクリーンの表のとおり、深江駅南地区の区域のうち、国道43号沿道地区の全域において、同様に、ホテル、旅館をはじめとする各施設の建築を禁止することとなります。

なお、本案について、平成22年3月16日から3月30日までの2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。以上です。

○加藤会長

ただいまの説明に関しまして、何かご質問、ご意見がありましたら伺いたいと思います。

○吉田委員

地域の方が合意されたのは本当に素晴らしいと思うのですが、まちづくり協定を結んで、地域で合意されたという話ですが、大体合意というのほどの程度の合意で、神戸市では合意とみなしているのですか。

○三島計画課長

地域の方がまちづくり協議会でまちのルールを決められまして、こういう活動をしてい

ますよと、それを周知するために、まちづくり協議会の方が地域の方や土地を持たれている方など、関係権利者の皆さんにアンケートを配ります。その中で、ご意見をいただいて、反対意見のないこととしております。それで神戸市にご提案をいただいて、神戸市ではその内容のビラを同じように配らせていただきまして、そして意見を伺っております。この地区についてはアンケートを1,000枚ぐらい配っております、回収率は60%ぐらいです。その中で、反対意見はないということでございます。

○加藤会長

ほかに何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○加藤会長

そうしましたら、お諮りしたいと思います。第5号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の決定について、深江駅南地区地区計画、神戸市決定です。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○加藤会長

それでは原案のとおり承認して市長に答申いたします。

**(第6号議案 一般廃棄物処理施設の敷地の位置について
東灘区向洋町東2丁目)**

○加藤会長

それでは第6号議案 東灘区向洋町東2丁目の一般廃棄物処理施設の敷地の位置について、説明をお願いいたします。

○三島計画課長

議案計画書の21ページをお開き下さい。第6号議案 一般廃棄物処理施設の敷地の位置、東灘区向洋町東2丁目についてご説明いたします。本案件は、一般廃棄物処理施設の敷地の位置について、特定行政庁である神戸市長が、建築基準法第51条のただし書きの規定に基づき、本審議会に付議するものです。

ページの下の参考に関係条文を記載しております。建築基準法第51条では、都市計画区域内において、卸売市場、火葬場またはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画において、その敷地の位置が決定して

いるものでなければ、新築し、または増築してはならないとされております。ただし、特定行政庁が、市の都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合は、新築や増築をすることができるものと定められております。神戸市では、本市が設置する処理施設については、都市計画決定を行い、民間事業者が設置する処理施設については、特定行政庁の許可とすることとしておりますので、今回、建築基準法第51条のただし書きの規定に基づき、本審議会に付議するものです。

なお、第7号議案と第8号議案につきましても、同様の理由により、本審議会に付議するものでございます。それでは、第6号議案の一般廃棄物処理施設の設置手続と計画内容につきまして、建築安全課長からご説明いたします。

○中川建築安全課長

前面スクリーンをご覧ください。一般廃棄物処理施設の設置手続についてご説明いたします。一般廃棄物処理施設の設置に当たっては、まず、関係部局で構成する立地審査会において、立地条件等の適合状況、隣接土地所有者等の同意等の取得状況、生活環境影響調査の内容等を審査し、都市計画審議会に付議することが適当であると認められた場合、一般廃棄物処理施設の敷地の位置について、都市計画審議会において都市計画上支障がないかを審議していただきます。その後、建築基準法第51条許可を経て、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び神戸市一般廃棄物処理施設指導要綱に基づき、一般廃棄物処理施設の設置許可の手続が行われ、事業が開始されることとなります。

議案計画書の21ページにお戻り下さい。計画内容についてご説明いたします。名称は、一般廃棄物処理施設、位置は、東灘区向洋町東2丁目、面積は、約1.4haです。施設概要は、処理能力が1日当たり50.04tの容器包装プラスチックの選別施設、処理能力が1日当たり41.58tの容器包装プラスチックの圧縮梱包施設、及び処理能力が1日当たり54.72tの圧縮梱包施設です。当施設は、神戸市が分別収集する容器包装プラスチックの再利用を図るために、選別・圧縮梱包の中間処理を行うものです。事業者は、大栄環境株式会社です。

議案計画図は、7ページをお開き下さい。あわせて前面スクリーンをご覧ください。位置図です。敷地は、阪神高速湾岸線六甲アイランド北ランプの東にあり、赤色で表示しております。航空写真です。当該敷地から住宅までは、最も近接したところで、敷地から南西に約450m離れております。用途地域図です。敷地は工業地域に指定されており、敷地の周辺は、工業地域及び準工業地域に指定されております。土地利用現況図です。赤線で敷地の位置を表示しております。黄色で表示しておりますのは住宅、赤色は業務施設、青色は工場、茶色は運輸流通施設、黒色は供給処理施設です。敷地周辺は、主に工場、倉庫等の土地利用となっております。当該敷地に隣接する土地利用は、北側が輸出用車両の一時置き場となっており、東側は化学工場、西側は自動車修理販売所、南側は物流倉庫となっております。配置図です。敷地境界線を赤線で表示しております。現在、敷地内には操

業している既存の産業廃棄物処理施設があり、この既存の産業廃棄物処理施設の桃色の一部を改造し、容器包装プラスチックの選別・圧縮梱包施設を付加すること等により、容器包装プラスチックの中間処理を行うものです。施設平面図です。今回、改造、付加する部分は、桃色の点線で囲んだ箇所です。神戸市の中継地から引き取った容器包装プラスチックは、敷地の東側の出入り口より搬入します。搬入した容器包装プラスチックは建物内北部分及び西部分の原料受け入れスペースに保管し、選別・圧縮梱包施設で異物などの不適合物を取り除き、圧縮し、梱包した後、敷地内南部分の梱包物保管スペースに保管し、車で搬入します。処理工程図です。処理工程をフローで示しております。搬入した容器包装プラスチックは、計量後、選別施設に投入して、手選別などにより異物などの不適合物を取り除き、一定の品質にした後、圧縮梱包施設で一定の大きさに圧縮梱包します。梱包物は日本容器包装リサイクル協会に引き渡され、新たなプラスチック製品等への再生利用を図ります。

議案計画書の21ページをご覧ください。理由ですが、当施設は、神戸市が分別収集する容器包装プラスチックの再利用を図るため、選別・圧縮梱包の中間処理を行うものです。当敷地は、臨海部の工業地域に位置し、周辺は工場等の土地利用となっており、都市計画上支障がないと考えられます。また、事業者は、神戸市一般廃棄物処理施設指導要綱に基づき、生活環境影響調査を実施するとともに、当敷地に隣接する土地、建物の所有者等から、設置について同意等を取得しております。続きまして、立地審査会での審査経緯、生活環境影響調査結果の概要、周辺同意取得状況につきまして、環境局からご説明いたします。

○大原環境局事業系廃棄物対策室主幹

前面スクリーンをご覧ください。現在北区で先行実施している容器包装プラスチックのリサイクルについては、市内に施設がないため市外の施設で処理しております。平成23年4月より全市展開するに当たり、公募により市内に設置した民間の処理施設に委託することとなっております。容器包装プラスチックのリサイクルの流れについてご説明します。容器包装リサイクル法に定めるプラスチック製容器包装の廃棄物については、消費者、事業者、市町村が役割分担をしながら、減量、リサイクルを促進することとしています。容器包装プラスチックとは、具体的には、商品を入れたり包んだりしているプラスチック製の容器や包装物で、その商品を使ったり取り出した後、不要になるものです。ただし、ペットボトルは除きます。今回の案件は、前面スクリーンのとおり市町村が行う役割のうち、青色の点線で示した範囲の、異物を取り除く、かたまりをつくる、保管するという業務について、民間事業者に、神戸市一般廃棄物処理実施計画に基づき、神戸市内で発生する容器包装プラスチックに限定して中間処理を委託するものです。

なお、市の委託を受けて一般廃棄物の処分を行う場合は処分業の許可は要しないため、受託業者には設置許可のみを与え、処分業の許可は与えないこととしています。

立地審査会は、平成21年6月8日に開催し、立地禁止区域に該当していないことを確認しております。あわせて周辺同意等の取得範囲、生活環境影響調査実施計画の内容についても審査し、神戸市一般廃棄物処理施設指導要綱に適合していることを確認しています。これを受け、事業者に対し、敷地の位置が立地条件に適合していることを通知しました。次の手続として、事業者が一般廃棄物の処理に係る申出書を作成し、関係部局に説明を行い、関係法令の適合状況等について関係部局より回答を得たため、この回答の提出を受け付けました。あわせて、事業者が周辺同意等を取得し、生活環境影響調査を実施したことを受けて、平成21年12月24日に立地審査会幹事会を開催し、審査した結果、適切であることを確認しましたので、建築基準法第51条許可申請の手続に入ることを承認しました。

続いて、生活環境影響調査結果の概要について説明します。施設を設置することによる周辺生活環境影響項目については、環境省の指針である廃棄物処理施設環境影響調査指針に基づき、大気、騒音、振動、悪臭、4項目について調査を実施しました。調査の結果についてですが、まず、大気については、施設の搬入、搬出車両により生じる二酸化窒素と浮遊粒子状物質について予測しました。以下搬入・搬出車両については、関係車両と呼ばさせていただきます。施設の関係車両は、12時間当たり往復で336台が通行したときの予測としております。調査による予測の結果、二酸化窒素は、0.048ppmであり、環境保全の目標の0.06ppmを満たしています。浮遊粒子状物質は、0.069mg/m³であり、環境保全の目標の0.1mg/m³を満たしています。

次に、騒音についてですが、施設稼働による騒音影響の予測結果は敷地境界で昼間59dB、最近接民家で寄与騒音30dB未満であり、敷地境界での環境保全の目標の昼間70dB、最近接民家での環境保全の目標の55dBをいずれも満たしています。関係車両による騒音影響については、環境保全の目標を昼間70dBに設定していますが、現況の騒音レベルが昼間73dBで、予測結果も昼間73dBとなっており、関係車両による影響は軽微であると評価しています。振動についてですが、施設稼働による振動影響の予測結果は敷地境界で昼間38dB、最近接民家で寄与振動30dB未満であり、敷地境界での環境保全の目標の昼間65dB、最近接民家での環境保全の目標の55dBをいずれも満たしています。関係車両による振動影響については49dBであり、環境保全の目標の55dBを満たしています。悪臭についてですが、臭気濃度については施設稼働による悪臭影響の予測結果は敷地境界で臭気濃度10未満であり、敷地境界の環境保全の目標の臭気濃度10を満たしています。交通量については、関係車両台数は往復で12時間当たり336台であり、現況交通量22,819台の約1.5%であり、影響は軽微であると考えております。最後に、周辺同意の取得状況です。神戸市一般廃棄物処理施設指導要綱に基づき、敷地境界から100m以内の範囲に存在する自治会と、隣接する土地、建物の所有者等から同意等を取得することとなっております。今回、敷地境界から100m

以内の範囲に存在する自治会はありません。また、敷地に隣接する土地、建物の所有者、占有使用者からは同意を取得するとともに協定を締結しております。以上です。

○加藤会長

ただいま事務局から説明のありました第6号議案につきまして、ご意見ありましたらお願いします。

○金沢委員

住民の方が一番近くて450mぐらい離れたところに住んでいらっしゃるということではないでしょうか。杉並病や寝屋川病という病気があります。いわゆる廃プラの圧縮などで出てくる化学物質は400種類以上にもなるということが言われているようで、そこで揮発性有機化合物が非常にたくさん出てくるということの懸念があるわけですが、そういうことについての対応策というのは何か図られるのでしょうか。

○大原環境局事業系廃棄物対策室主幹

住民が住んでおられるところからは、一番近いところで450m離れております。

次にご質問のあった、杉並病、寝屋川病についてですが、当施設につきましては、容器包装プラスチックの圧縮梱包のみで、そういった影響はほぼないと考えております。杉並病に関しましては、杉並中継所というところがございまして、もともとプラスチック以外に不燃ごみを扱っており、雑多な組成の廃棄物を扱っていたということで、この案件とはその点で違います。寝屋川病につきましては、その揮発性有機化合物が出るということで、いろいろ裁判が起こされていたようですが、その中では、そういった影響は認められないという判決になっております。今回我々が設置したいと思っておりますこの施設につきましても、影響はないと思っております。特に屋内で閉鎖された空間で行いますので、周辺への影響はほぼないと考えております。

○金沢委員

神戸市で分別したプラスチックですので、神戸市で圧縮梱包をやるのが筋だろうなど私も思っております。しかし、最大の懸念は、密閉されたところで処理するから問題はないということですが、やはりまだ未解明の化学物質が出てくるのではないかということです。もしそういうことが起こった場合には、きちんと対応をしていただきたいと思いますので、そのことを要望して終わります。

○加藤会長

ご意見としてお伺いしておきたいと思っております。ほかに何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○加藤会長

そうしましたら、第6号議案 一般廃棄物処理施設の敷地の位置について、東灘区向洋

町東 2 丁目，原案のとおり承認してよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○加藤会長

それではご異議ございませんでしたので，原案のとおり承認して市長に答申いたします。

**(第 7 号議案 一般廃棄物処理施設の敷地の位置について
長田区苅藻島町 2 丁目)**

○加藤会長

それでは第 7 号議案の長田区苅藻島町 2 丁目の一般廃棄物処理施設の敷地の位置について，事務局，説明をお願いいたします。

○中川建築安全課長

議案計画書の 2 2 ページをお開き下さい。第 7 号議案 一般廃棄物処理施設の敷地の位置，長田区苅藻島町 2 丁目についてご説明いたします。計画内容についてご説明いたします。名称は，一般廃棄物処理施設，位置は，長田区苅藻島町 2 丁目，面積は，約 0. 4 h a です。施設概要は，処理能力が 1 日当たり 6 5. 4 4 t の容器包装プラスチックの選別・圧縮梱包施設です。当施設は，神戸市が分別収集する容器包装プラスチックの再利用を図るために，選別・圧縮梱包の中間処理を行うものです。事業者は，神港衛生株式会社です。

議案計画図は，8 ページをご覧ください。あわせて前面スクリーンをご覧ください。位置図です。敷地は，地下鉄海岸線苅藻駅を南下した箇所にあります，赤色で表示しております。航空写真です。当該敷地には，店舗兼用住宅が 1 軒隣接しております。用途地域図です。敷地及び敷地の周辺は工業専用地域に指定されております。土地利用現況図です。赤線で敷地の位置を表示しております。青色で表示しておりますのは工場，赤色は事務所，紫色は倉庫，黄色は店舗兼用住宅です。敷地周辺は，主に工場，倉庫等の土地利用となっております。当該敷地に隣接する土地利用は，北側が石油精製業及び石油卸業となっており，東側は建設資材販売業及び店舗兼用住宅，西側は宅配便従業員の駐車場，南側は運輸業及び建設業となっております。配置図です。敷地境界線を赤線で表示しております。今回，容器包装プラスチック再利用のための一般廃棄物処理施設を新たに設置するものです。施設平面図です。神戸市の中継地から引き取った容器包装プラスチックは，敷地の北側の出入り口より搬入します。搬入した容器包装プラスチックは建物内の北西，南東部分の受け入れスペースに保管し，選別・圧縮梱包施設で異物などの不適合物を取り除き，圧縮し，梱包した後，建物内北東部分の貯蔵スペースに保管し，車で搬出します。処理工程図です。

処理工程をフローで示しております。先ほどご説明した第6号議案と同様の工程ですので、説明は省略させていただきます。

議案計画書の22ページをご覧ください。理由ですが、当施設は、神戸市が分別収集する容器包装プラスチックの再利用を図るため、選別・圧縮梱包の中間処理を行うものです。当敷地は臨海部の工業専用地域に位置し、周辺は工場等の土地利用となっており、都市計画上支障がないと認められます。また事業者は、神戸市一般廃棄物処理施設指導要綱に基づき生活環境影響調査を実施するとともに、当敷地に隣接する土地、建物の所有者等から、設置について同意等を取得しております。

続きまして、立地審査会での審査経緯、生活環境影響調査結果の概要、周辺同意取得状況につきまして、環境局からご説明いたします。

○大原環境局事業系廃棄物対策室主幹

立地審査会は、平成21年6月8日に開催し、立地審査会幹事会は、平成21年12月24日に開催しております。開催日や審査検討事項など審査内容等につきましては、第6号議案と同様ですので説明は省略させていただきます。

続いて、生活環境影響調査結果の概要について説明します。施設を設置することによる周辺生活環境影響項目については、環境省の指針である廃棄物処理施設環境影響調査指針に基づき、大気、騒音、振動、悪臭の4項目について調査を実施しました。調査の結果についてですが、まず、大気については、施設の関係車両により生じる二酸化窒素と浮遊粒子状物質について予測しました。なお、施設の関係車両は、12時間当たりで往復で126台が通行したときの予測としております。調査による予測の結果、二酸化窒素は、0.055ppmであり、環境保全の目標の0.06ppmを満たしています。浮遊粒子状物質は、0.080mg/m³であり、環境保全の目標の0.1mg/m³を満たしています。次に、騒音についてですが、施設稼働による騒音影響の予測結果は敷地境界で昼間67dB、最近接民家で65dBであり、敷地境界での環境保全の目標の昼間70dB、最近接民家での環境保全の目標の65dBをいずれも満たしています。関係車両による騒音影響について、予測結果では62dBであり、環境保全の目標65dBを満たしています。振動についてですが、施設稼働による振動影響の予測結果は敷地境界で昼間49dB、最近接民家で48dBであり、敷地境界での環境保全の目標の昼間65dB、最近接民家での環境保全の目標の55dBをいずれも満たしています。関係車両による振動影響については51dBであり、環境保全の目標の55dBを満たしています。悪臭についてですが、臭気濃度については施設稼働による悪臭影響の予測結果は敷地境界で臭気濃度70未満であり、敷地境界の環境保全の目標の臭気濃度70を満たしています。交通量については、関係車両台数は往復で12時間当たり126台であり、現況交通量8,827台の約1.4%であり、影響は軽微であると考えております。

最後に、周辺同意の取得状況です。神戸市一般廃棄物処理施設指導要綱に基づき、敷地

境界から100m以内の範囲に存在する自治会と隣接する土地，建物の所有者等から同意等を取得することとなっております。対象自治会である荻藻島会から同意を取得するとともに協定を締結しております。また，敷地に隣接する土地，建物の所有者，占有使用者からは同意を取得するとともに協定を締結しております。以上です。

○加藤会長

それでは，第7号議案につきまして，ご意見，ご質問がありましたらいただきたいと思っております。

（「なし」の声あり）

○加藤会長

そうしましたら，第7号議案 一般廃棄物処理施設の敷地の位置について，長田区荻藻島町2丁目，原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○加藤会長

それでは原案のとおり承認して市長に答申いたします。

（第8号議案 一般廃棄物処理施設の敷地の位置について 東灘区住吉浜町）

○加藤会長

それでは第8号 東灘区住吉浜町の一般廃棄物処理施設の敷地の位置について，事務局，説明をお願いいたします。

○中川建築安全課長

議案計画書の23ページをご覧ください。第8号議案 一般廃棄物処理施設の敷地の位置，東灘区住吉浜町についてご説明いたします。

計画内容についてご説明いたします。名称は，一般廃棄物処理施設，位置は，東灘区住吉浜町，面積は，約0.5haです。施設概要は，処理能力が1日当たり40tの食品残渣の飼料化施設です。当施設は，食品残渣を乾燥工程を経て飼料化し，再利用を図るため，中間処理を行うものです。事業者は，株式会社パルテックです。

議案計画図は，9ページをお開き下さい。あわせて前面スクリーンをご覧ください。位置図です。敷地は，阪神高速湾岸線住吉浜ランプの北にあり，赤色で表示しております。航空写真です。当該敷地から，住宅までは，最も近接したところで，敷地から北に約120

m離れております。用途地域図です。敷地及び敷地の周辺は、工業専用地域に指定されております。土地利用現況図です。赤線で敷地の位置を表示しております。黄色で表示しておりますのは住宅、橙色は店舗、青色は工場、紫色は倉庫、茶色は官公庁舎施設です。敷地周辺は、工場等の土地利用となっております。当該敷地に隣接する土地利用は、北側が海水面となっており、東側はタイヤ交換施設、西側は産業廃棄物処理施設、南側は公衆用道路となっております。配置図です。敷地境界線を赤線で表示しております。現在、敷地内には、操業している既存の産業廃棄物処理施設、A焼却施設、B中和施設、C破碎施設があり、新規の産業廃棄物処理施設D破碎施設の設置が計画されています。今回付議する一般廃棄物処理施設は別棟を建設し、食品残渣を飼料化し、再利用を図るものです。施設平面図です。搬入した食品残渣は、計量後、施設東側にある2箇所の受け入れホッパーに保管します。そして、施設の北と中央にある分別機で異物などの不適合物を取り除き、乾燥機で水分を取り除いた後、高温の状態のまま油絞り機にかけて油分を取り除きます。それを冷却機で冷やし、粉碎機にかけて細かく砕いた後、ふるい機にかけて、製品となります。製品は、施設西側の製品ホッパーに保管し、車で搬出します。処理工程図です。先ほどご説明した工程を経て、製品は飼料販売会社へ豚用の飼料として売却され、食品残渣の再生利用を図ります。

議案計画書の23ページをご覧ください。理由ですが、当施設は、飼料として資源の再利用を図るため、食品残渣リサイクル事業における中間処理を行うものです。当敷地は、臨海部の工業専用地域に位置し、周辺は工場等の土地利用となっており、都市計画上支障がないと認められます。また、事業者は、神戸市一般廃棄物処理施設指導要綱に基づき生活環境影響調査を実施するとともに、当敷地に隣接する土地、建物の所有者等から設置について同意等を取得しております。

続きまして、立地審査会での審査経緯、生活環境影響調査結果の概要、周辺同意取得状況につきまして、環境局からご説明いたします。

○大原環境局事業系廃棄物対策室主幹

立地審査会は、平成21年12月22日に開催し、立地審査会幹事会は、平成22年2月23日に立地審査会幹事会を開催しております。審査検討事項など審査内容等につきましては、第6号議案、第7号議案と同様ですので説明は省略させていただきます。

続いて、生活環境影響調査結果の概要について説明します。施設を設置することによる周辺生活環境影響項目については、環境省の指針である廃棄物処理施設環境影響調査指針に基づき、大気、騒音、振動、悪臭、水質の5項目について調査を実施しました。当施設は24時間稼働の施設ですが、関係車両の出入りは原則として昼間のみとなっております。調査の結果についてですが、まず、大気については、施設の関係車両により生じる二酸化窒素と浮遊粒子状物質について予測しました。なお、施設の関係車両は、12時間当たり往復で50台が通行したときの予測としております。調査による予測の結果、二酸化窒素

は、 0.039 ppm であり、環境保全の目標の 0.06 ppm を満たしています。浮遊粒子状物質は、 0.064 mg/m^3 であり、環境保全の目標の 0.1 mg/m^3 を満たしています。次に、騒音についてですが、施設稼働による騒音影響の予測結果は敷地境界北で昼間 60 dB 、夜間 58 dB 、最近接民家で寄与騒音 30 dB 未満であり、敷地境界での環境保全の目標の昼間 70 dB 、夜間 65 dB 、最近接民家での環境保全の目標の 45 dB をいずれも満たしています。敷地境界南については、敷地境界での環境保全の目標の昼間 70 dB 、夜間 65 dB に設定していますが、現況の騒音レベルが昼間 74 dB 、夜間 67 dB で、予測結果も昼間 74 dB 、夜間 67 dB となっており、影響は軽微であると評価しています。関係車両による騒音影響については、予測結果は 67 dB であり、環境保全の目標 70 dB を満たしています。振動についてですが、施設稼働による振動影響の予測結果は敷地境界北で昼間、夜間ともに 56 dB 、南で昼間、夜間ともに 60 dB 、最近接民家で寄与振動 37 dB であり、敷地境界での環境保全の目標の昼間 65 dB 、夜間 60 dB 、最近接民家での環境保全の目標の 55 dB をいずれも満たしています。関係車両による振動影響については、 45 dB であり、環境保全の目標の 55 dB を満たしています。悪臭についてですが、臭気濃度については施設稼働による悪臭影響の予測結果は敷地境界で北、南ともに臭気濃度 10 未満であり、敷地境界の環境保全の目標の臭気濃度 70 を満たしています。特定悪臭物質については、施設稼働による悪臭影響の予測結果は、 22 物質中、食品残渣の乾燥処理に伴い発生が考えられる前面のスクリーンの下半分に表示している 16 物質について、敷地境界北、南ともに環境保全目標を満たしています。水質についてですが、施設稼働による水質影響の予測結果は、前面の 7 項目について、排出先で環境保全目標を満たしています。交通量については、関係車両台数は往復で 12 時間当たり 50 台であり、現況交通量 $10,792$ 台の約 0.5% であり、影響は軽微であると考えております。

最後に、周辺同意の取得状況です。神戸市一般廃棄物処理施設指導要綱に基づき、敷地境界から 100 m 以内の範囲に存在する自治会と隣接する土地、建物の所有者等から同意等を取得することとなっております。今回、敷地境界から 100 m 以内の範囲に存在する自治会はありません。また、敷地に隣接する土地、建物の所有者、占有使用者からは同意を取得するとともに協定を締結しております。以上です。

○加藤会長

ただいまの第8号議案につきまして、ご質問がございましたらいただきたいと思っております。

○福浪委員

こういう施設に対する環境の予測結果を私たちは信用して、異議なしと言うんですが、間違いないのか。それから実際できてからもう一度測ってみて、予測結果と一致しているとか、こういう後の検証を環境局はやっているのか聞きたい。

○大原環境局事業系廃棄物対策室主幹

環境予測についてはきっちりしたものだとは認識しております。それと、当然、施設ができて使用前検査というのを一度やりますので、その段階できっちりと満たされているかをもう一度確認させていただいてから許可を出すということになります。

○西委員

このパルテックの飼料化施設の建設という事案ですが、過去の経過と重ねて地域の方々からご意見を聞いていますので、その点から意見と質問をさせていただきたいと思います。平成8年にロンドン条約が結ばれて、廃棄物の海洋への投棄が禁止される中で、その処理をどうするかということで、平成10年から産業廃棄物の焼却処理場として、ここでパルテックの処理施設が稼働したと聞いています。問題は当時つくられたときに、地元から強力な反対運動が起こったということです。その影響もあって、近隣自治会に当たる呉田や御影、魚崎川西、六甲アイランドの自治会と環境保全協定が結ばれていたということです。先ほどの六甲アイランドの施設もそうですが、この地域は工業地帯となっていて、通りかかると、六甲アイランドに続く六甲大橋あたりでは常に悪臭が漂うような状況になっています。しかも北側には国道43号もありまして、これもいろいろ問題になっているところですね。こうした現状を見るに、この地域へのさらなる施設の建設は慎重になるべきです。少なくとも以前大きな反対運動が起こったのですから、一般廃棄物の処理とはいえ、新たに影響を及ぼす施設を建設するというのならば、もっと地域住民に幅広く理解を求めていくべきだと思います。当局から自治会関係者に新しい施設が建つことは説明したということですが、この問題で反対連絡会をされてきた方はこのことを知らなくて、私から聞いてびっくりしたというような状況で、今回の施設というのは、何かの施設をやめてというわけではなく、また新しくつくるわけですから、純粋に環境そのものは悪い方向に行くわけですね。そういう過去の経緯から考えても、パルテックから住民説明会をきちんと開いて、よく皆さんに理解してもらった上で、こういう場に出すべきだと思いますが、いかがですか。

○大原環境局事業系廃棄物対策室主幹

委員ご指摘のパルテックですけれども、確かに産廃施設をつくったときにいろいろ話がありまして、先ほど言われた4つの自治会と別途協定を結んで、毎年3月に環境影響調査の結果をお知らせして、意思疎通を図っております。今回も当然そちらのほうにもきちんと説明しまして、ただ100m以内に存在する自治会ではないので、要綱上求められている協定までは結んでおきませんが、説明はしたということをお伺いしております。六甲大橋周辺の悪臭についてですが、これにつきましては、風向き等によってにおいがするというようなお話をいただく都度に、環境局が調べに行っております。ただ、なかなか原因が特定できませんので、周辺の会社に対して、きちんとにおいの防止対策をすることを指導しています。

○西委員

パルテックだけの問題ではないんですけれども、魚崎西町の住民は、布団を干すと汚れがついてしまうとか、風が強い日にはおいが流れてくるから窓をあけられないというようなことがあるんですね。やはり神戸市の意識が希薄なのではないかと思います。以前4自治会と環境保全協定書というのをパルテックは結んでいるんですけれど、例えば協定の第4条を見ますと、パルテックは将来にわたって処理施設の敷地内に設備を増設して、前条に記載された処理量を上回る処理を行ってはならないと書かれているわけです。これには処理する廃棄物の量が1日当たり80tと書かれているんですが、現状でもう80tですよ。これにまた新たにつくったらそれを超えてしまうと思うのですが。また、増設はしないと書かれているんですけど、今回のこれは増設ではないでしょうか。例えば既存の焼却施設や中和施設、破砕施設は協定の中で具体的に書かれています。こういうものをつくってもいいですよ。ところが今回つくるのは、全然目的が違うもので、一般廃棄物とはいえ、これは協定違反にならないのでしょうか。

○大原環境局事業系廃棄物対策室主幹

この協定は、当時産廃施設をつくるということで、地元のほうからいろいろご意見がありまして、その中で私的に結んでいったもので、この協定の中では産廃施設についてうたっており、主に産廃の焼却施設が対象となっております。このたび一般廃棄物の施設をつくるにあたり、非常に影響が軽微だということで、地元のご了解が出ていると考えております。

○西委員

しかし、協定の文面には、1日当たり80tと書いてありますし、普通に見たら納得できないと思うんですが。80tと見たら普通ほかはないと思いませんか。

○笠原環境局事業系廃棄物対策室主幹

この3月に地元の住民自治会との対話集会に出てまいりました。それで80tというのは、焼却能力ということで議論をさせていただいております。施設を付加した場合どうするかということについては、協定のまき直しということで担保をしていたかなと思っております。

○西委員

あいまいですね。私も昔の話でよくわからなかったのですが、調べてみたのですが、例えば余りにも問題が大きくなってきたから、それはやはり地域に配慮して1日100tを80tに下げているんですよ。それを今のような言い方で、だから大丈夫だというのは、地域の方は納得できないと思うのですが。地元で問題になったと言いましたけれど、県の都市計画審議会、当時は地方審議会の委員の方に地元の方が切々と書いた手紙も送られているんですよ。それで当時の審議会の会長にもお会いされている。県の審議会では、地元のこういった声を今の状態で無視できないということで保留という形になったとお聞きしています。その後、震災が起こってごちゃごちゃしているときに、自治会の会長さんが協定

を結んでしまって、後から問題になったということです。やはりちゃんとこういうときに丁寧に対応することが必要だと思います。震災の被害の中で、地域の総意という形でひとり歩きしてしまったということで、非常に不幸な歴史があったと思うんです。その後、呉田地域でまちづくりの協議会ができてきたということもあり、協議会でも反対の署名が7,000筆集まるなど、この問題が大問題になってきて、区長や当時の田淵助役が来られて、これ以上迷惑かけませんと言われたそうです。そういう事実も含めて、やはりこの場で決めてしまうべきだと思いますか。

○大原環境局事業系廃棄物対策室主幹

今回、付議案件ということで、ぜひ位置は決めていただきたいと思います。

○加藤会長

正式な手続を経て、都市計画審議会に付議されたものですから、それは当然ここで決めるべきものだと、会長としては判断しております。

○西委員

この問題が地域の方になかなか伝わっていない中で、時間的には仕方がないという面はあるのかもしれませんが、やはりこの問題が尾を引いて行ってまた同じことになるのではないかと思いますので、やはりいけないということだけ述べさせていただきます。

○加藤会長

ご意見としてお伺いしたいと思います。ほかに何かご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○加藤会長

ほかにないようですので、お諮りしたいと思います。第8号議案でありますけれども、一般廃棄物処理施設の敷地の位置について、東灘区住吉浜町、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議あり」の声あり)

○加藤会長

それでは、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○加藤会長

反対の方、お願いいたします。

(反対者挙手)

○加藤会長

賛成多数でございます。第8号議案につきましては、原案のとおり承認して市長に答申いたします。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。これをもちまして閉会とさせていただきます。皆さん、どうもご協力ありがとうございました。